

vol.4
2012年
冬号

”今“を見つめる、”明日“を読む

コロポックル



司法書士の
みなさんへ

コロポくん

[編集・発行]

札幌司法書士会

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F

TEL.011-281-3505

FAX.011-261-0115

<http://www.sihosyosi.or.jp>

■会報委員会
岩井 英典
小原 有津子
國分 三恵子
中西 晃弘
西野 悦子
坂口 亜子

特集

「表示登記と権利登記との
微妙な関係!?!」

— マスガタ訴訟が問いかける不動産登記制度の本質 —

北方領土の登記はなぜできない!?! ②

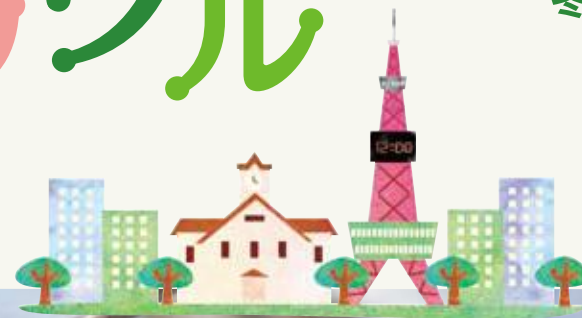
暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru

札幌司法書士会会報

vol.4
2012年
冬号



特集

シリーズ連載・相続問題
新たな事実のウラ事情
〜母の気持ち、子の気持ち(前編)〜

市民の
みなさんへ



コロポくん

北方領土の登記はなぜできない!?②

表示登記と権利登記との微妙な関係!?

― マスガタ訴訟が問いかける不動産登記制度の本質 ―

本稿では、原告の主張と被告である国の主張との最大の相違点であり、且つ、最重要の争点でもある「権利の登記」と「表示の登記」との関係について触れてみたい。

1 不動産登記制度の本質とは

不動産登記制度の本質については、我々司法書士にとつても特に関心の深いところであろう。なかでも「権利の登記」と「表示の登記」との関係については、その役割と価値に対する裁判所の判断しだいでは、我々司法書士の登記実務にも大いなる影響を及ぼす可能性すらあった。

わが国の不動産登記制度は「権利の登記」と「表示の登記」との二つの異なった性質を有する登記から成り立っており、その役割も明確に相違しているが、本件裁判では、法制度上、この二つの登記は互いにどのような地位にあるのか、端的に言えば、どちらがより中核的、優先的役割を担っている登記なのかという問題が問わ

れたからである。

以下、本件裁判における双方の主張を例示しながら筆者なりの考えを述べていきたい。本件裁判において、被告である国側は、不動産登記制度の本質について以下のとおり主張を展開する。「不動産登記制度は、登記簿等の記載が正確であることを制度の本質的な前提とする制度であり、その正確性は、表示に関する登記及び権利に関する登記において共に担保されなくてはならない。そして、権利に関する登記については、対象となる不動産が正確に表示されていることが前提となるのであり、そうでなければ権利に関する登記の公示機能が失われる。したがって、表示に関する登記について登記官の権限を事実上行使することができないにもかかわらず、権利に関する登記の申請を受理することは、制度の趣旨に反する。」と。(なお、ここでいう「登記官の権限を事実上行使することができない」とは「登記官が当該地に立ち入る権限を現実に行使することが出来ないことを意味する」ということで、当事者及び裁判所の認識に相違はない。)

公示のための登記簿の正確性を特に重んじる国の右

主張については、不動産登記制度が確かにそのとおり的一面を有することを否定するものではない。理想論とは言え、公示の正確性は、限りなく百パーセントに近づけていくことに越したことはない。

しかし、不動産登記制度は正確性が全てであるわけではないこともまた当然のことである。特に、表示登記の正確性が制度上どこまで要求されているのか、表示登記の正確性が担保されていることが権利に関する全ての登記の前提条件となり得るのか、については大いに疑問である。不動産登記制度は「実体的物権変動を正確且つ迅速に公示することにより不動産取引の安全と円滑とに奉仕する」(幾代通・不動産登記法)ことを究極の目的としているのであるから、同制度の本来の機能は、不動産の物理的状況の正確な公示がその中核となるものではなく、あくまでも不動産についての正当な権利関係の公示にあると言うべきではないか、と思うからである。

2

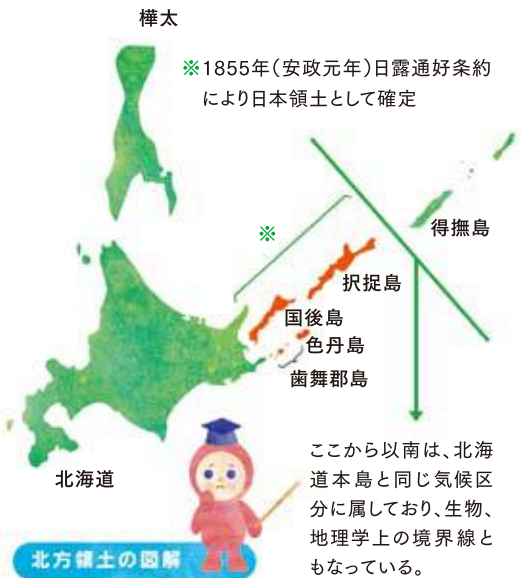
不動産登記制度の

沿革からの導き

このことは、現行不動産登記法の歴史的沿革からも導きだされる。すなわち、不動産の表示は、かつては所有権の登記の一部と観念され、独立の登記事項としては認められていなかった。その後、昭和三五年の登記簿・台帳一

元化に伴い、同法第一条に新たに「不動産の表示」の文言が追加され、独立の登記事項となったわけである。以上の経緯からも明らかのように、不動産の表示は、当初は単に権利の対象となる不動産を特定するためのものに過ぎなかったのではないか。さらに、登記実務上においても、自己の権利を保全するため一刻も早く不動産登記簿上にその権利を公示させようとするならば、申請書に記載する不動産の表示は、実際の状況とは何ら関係なく、登記簿の表示と合致させて申請することが必要不可欠であり、そのみで登記は実行されることは、実務家の我々自身が最もよく心得ていることでもある。

このように、不動産登記制度においては、まず「権利に関する登記」が円滑に機能していることが必要であり、仮に、登記官が現地調査権限を事実上行使することが



出来ず、不動産の物理的状況を正確に把握することが難しくとも、現に存在する登記簿によって権利関係の公示機能が円滑に処理されているならば、同制度の本来の機能は十分果たされていると考えてよいのではないだろうか。

もし、国の主張どおり、不動産が正確に表示されていることが全ての権利登記の前提となるというならば、本件訴訟は原告敗訴の可能性が大となるであろうし、それはまた同時に、不動産登記制度が担う「国民のための権利保全機能」の敗訴にもつながるといえまいか。本件裁判において裁判官は、不動産登記制度が一体誰のために何のためにある制度なのかをもう一度問い直し、50年間の行政の怠慢に対し厳正な判断を示してもらいたいというのが、舛潟氏の切なる思いであった。

3 第一審判決と国の控訴

そして、その思いが通じたのか、1997年(平成9年)3月25日午前10時、釧路地方裁判所三階第一号法廷で中山顕裕裁判長が言い渡した判決の本文は「原告がした登記申請に対して、被告がした却下決定を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」というものであった。北方四島は日本固有の領土である以上、そこには我が国の主権も統治権も当然に存在し、その土地も不動産登記法に基づく登記の対象となるとして、元島民の

産権の保全手続を怠ってきた国の行為を正当化しようとするものと言わざるを得ない。このような、北方領土に居住していた元島民の財産権を不当に差別し侵害する決定は、到底容認できるものではない。戦後60年以上も国の怠慢によって放置された北方領土地域の財産権は、司法によつてまたしても蚊帳の外に放置されてしまったのである。

5 新たななる可能性を求めて

しかし、舛潟氏の意味を受け継いだ我々は、まだ完全に諦めたわけではない。なぜなら、以下の二つの可能性がまだ残されているのではないかと思うからである。

一つは、本件裁判の再審申立の可能性である。すなわち、敗訴理由の大きな要因は現地の存在が確認できないというものであり、控訴審では、現在も存在しているかどうかもわからない土地の登記申請を認めることは取引の安全を害し制度の趣旨に反するという国の主張が採用されている。

しかし、現在では、国土地理院から当該地を含む詳細な地図が発行されているし、さらに、ビザなし渡航によって現地の存在が確認され、写真にも撮影されて来ているのである。

この事実は判決に影響を与える新たな証拠とならないだろうか。
二つは、新たな登記申請の可能性である。

私有財産権も本国内と同様に保全する必要性があることを明確に認めたのである。齢90歳で訴訟を起こした根室市在住の舛潟喜一郎氏が、93歳の春になってみごと手にした全面勝訴判決であった。

ところが、本判決を心から喜んだのもつかの間、国は控訴期限ぎりぎりになって「上級審の判断を仰ぎたい」として控訴に踏み切ったのである。

4 司法も見捨てた! 北方領土

1999年(平成11年)1月26日に出された判決は、第一審での国の主張をそのまま追認したものであった。原告の逆転敗訴である。舛潟喜一郎氏も控訴審の判決が出る前に他界し、その志を受け継いだ長男の舛潟鉄夫氏は、もちろん直ちに最高裁へ上告した。



そして、上告後5年間にわたる沈黙の歳月を経た2004年(平成16年)2月24日、上告事由に該当しないとの理由による上告棄却の決定となった。

思うに、本件決定は、実質において北方領土が日本の領土であることを否定し、さらに当該地に存在する財

前回は、旧不動産登記法第49条2号の規定「事件が登記すべきモノニ非ザルトキ」による却下となった。しかし、この規定は、内容が包括的であるとの批判から、新不動産登記法では該当箇所が「申請が登記事項(省略)以外の事項の登記を目的とするとき」に改められた。したがって、管轄が定められている地域の不動産ならば、普通に登記事項を申請すれば却下事由に該当しないのではないだろうか。すなわち、不動産登記法による却下はできないのではないか。しかも、法人登記の管轄も存在しているし、さらに、歯舞群島には裁判管轄も存在しているのではないか。ならば、この土地を巡る訴訟や調停も可能なはずである。このように、まだまだ法律の土俵で頑張れる可能性はあるのではないだろうか。

「議論なき行動は無謀かもしれない、しかし、行動なき議論もまた無意味である。」という言葉があるが、私は舛潟さんが法定で話された次の言葉を未だに忘れることができなない。「今、なぜこのような裁判をするのか?と、よく問われることがあります。しかし、私は既に50年待ったのでありません。そして91歳になりました。あと何年待てというのでしょうか。本来、国家が率先して為すべき行政事務を、今、なぜ私が裁判までして促さなくてはならないのでしょうか。私は質問者に全く同じことを問いかけたのであります。」(意見陳述より引用)

我々は、未来を予知することはできないが、未来を創ることではできる……と信じるものである。

「第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金 被害者交流集会 in 北海道」開催

平成24年10月27日(土)～28日(日)



携わってきた。

1日目はパチンコ依存症や自死対策、破産公告を転載する函館経済ジャーナル問題などを取り扱う19の分科会が、札幌市教育文化会館、かでる2・7の2会場で開催された。このうち、現地実行委員らが中心となって企画運営したのは次の3つの分科会。

《1日目 分科会》

第1分科会

「なくそう子どもの貧困」

一般にも無料で公開され、新聞でも報道された分科会。

第1部では、NPO法人や小学校養護教員らが、親の貧困が子どもの貧困

を招いている実態を報告。児童養護施設では、親子の交流が盛んに行われている一方で、親の経済状況や健康状態が育児困難に繋がり、子どもだけではなく親にも専門的な支援や治療が必要となっているケースが多いことなどが報告された。

第2部では、子どもの貧困をなくすために自分達にできることについてワールドカフェを実施。参加者はグループをつくってお茶を飲みながら、和やかな雰囲気、思い思いに模造紙に自分の意見を書き入れていく。「いつでも戻ってこれる場所の提供が必要」など、色々な意見が出されていた。

第3分科会

「震災による様々な問題と向き合い、これからの支援のあり方を考える」

机をロの字型に囲み、参加者の中に報告者も混じってマイクを渡していくや

り方で実施された、少人数の分科会。

被災者からの電話相談に取り組み現場からは、津波から20分で何ができたのかについて未だに苦しんでいる相談者の話が挙げられ、相談活動を行ううえで重要なこととして「包摂（排除）の対義語とされている言葉」をキーワードに、一方的に情報提供するだけではなく、寄り添って支えあうことが大切であると報告された。



また、現地の被災者が布を織る作業を通じて心のケアを行い、経済的自立へ繋げる「さをり織り」、北海道に避難してきた被災者自身による自助組織「みちのく会」、原発事故被災者支援北海道弁護士会による損害賠償請求など、様々な支援活動について報告がなされ、

これからの支援のあり方について議論を交わした。

第20分科会

「インターネット消費者取引被害
～原因から回収まで～」

司法書士や弁護士など、実務家の参加率が高かった、出会い系サクラサイト被害に関する分科会。

まずはデモンストレーションとして、サイトに誘うメールの受信から、会員登録、ログイン、サイト上での相手（実際はサクラ）のメッセージやプロフィールの表示、そしてメッセージ送信機能等を使うためのポイントを購入する代金決済までの流れを実演。

その後、人は必ずしも合理的な意思決定をしないという行動経済学の視点から、やめたいのにやめられない被害者の心理状況を解説し、決済代行業者やクレジットカード会社などの法的責任、

関係法令の整理、受任から回収までの実務対応について幅広く検討を行った。

《2日目 全体会》

2日目は札幌パークホテルにて全体会を開催。法政大学教授・ジャーナリストの水島宏明氏が「見えにくくなる貧困」報道する内と外から見た課題」をテーマに講演を行い、餓死事件やネットカフェ難民、生活保護費不正受給などの報道と世間の反応を分析、実際に困窮している人や支援者の実態との距離感を指摘し、貧困問題を自分達の問題として理解を広げていく重要性などを語った。その他、イギリスの被害者団体による報告などが行われ、上限金利の引き上げ・総量規制の緩和等を進める貸金業法の再改正を許さないとする宣言などが採択された後、終会となった。

来年の開催地は仙台。興味のある方は是非、復興支援も兼ねて、参加してみてはどうでしょうか。

(記事1)

北海道自殺対策フォーラムの開催と今後の取り組み

北海道は、平成24年9月22日(土)、「第7回北海道自殺対策フォーラム」を開催した。その内容と、本会による、さらなる自殺対策への取り組みについてご紹介します。



日本では、平成10年から14年連続で3万人を超える方が自殺で亡くなっており、平成23年の自殺者数は、30,651人(内閣府発表)と、交通事故で亡くなった方4,612人(警察庁交通局統計)の6.6倍以上の人数にのぼっています。

そして、平成23年度の原因・動機別の自殺者数としては、病気などの「健康問題」が14,621人、「経済・生活問題」が6,406人、「家庭問題」が4,547人、次いで「勤務問題」「男女問題」「学校問題」と続いており、「経済・生活問題」が全体の約20%と高い割合を占めています。

われわれ司法書士は、多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係であるとの認識に立ち、身近な法律専門家として、経済・生活問題を解決するために果たすべき役割が大きいことを自覚し、自殺防止のために積極的に取り組む必要があります。

体的な債務整理方法の説明や事例紹介、司法書士による自殺対策の取り組みの紹介とともに、「多重債務問題や相続問題で、苦しいとき、混乱したときは、誰に相談したらいいかわからないときは、司法書士に相談してください。一緒に考えていきましょう」との呼びかけがなされました。

しかし、現在も、経済・生活問題を原因として多くの方々が命を絶っている現状から、より広く、多くの方々に対する情報提供、支援活動を行っていくことが求められています。

日本司法書士会連合会は、第69回定時総会決議において、「多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係であるとの認識に立ち、多重債務者救済を積極的に推進する決議」を採択し、

平成23年の自殺者のうち、自殺未遂歴があった方は、男性が15.1%、女性が31.4%(内閣府発表)であり、自殺未遂経験者が再度自殺を図ることが多いという統計からも、緊急的支援の必要性の高い方に対し、直接的な支

以来、各地での相談会・講演会の開催や、他団体とのネットワークの構築、司法書士に対するメンタルヘルス関連研修の開催など、多重債務者救済を中心とした自殺予防対策に積極的に取り組んできました。

平成23年の自殺者のうち、自殺未遂歴があった方は、男性が15.1%、女性が31.4%(内閣府発表)であり、自殺未遂経験者が再度自殺を図ることが多いという統計からも、緊急的支援の必要性の高い方に対し、直接的な支

北海道では、平成20年11月に「北海道自殺対策行動計画」を策定し、保健・医療・福祉、教育、商工・労働、司法等の関係機関や団体と連携して、「自殺のない社会」を目指した総合的な対策を推進しています。

その取り組みの一つとして、平成24年9月22日、札幌市教育文化会館にて、第7回北海道自殺対策フォーラムが開催されました。

本フォーラムでは「債務問題と自死」がテーマとなり、債務問題を抱えたことのある体験者や支援者がそれぞれの立場から提言を行いました。

司法書士会の立場からも、日本司法書士会連合会自死問題対策委員長 岩井英典(札幌司法書士会会員)が登壇し、「借金問題は必ず解決できる」と題する提言を行いました。

提言では、自殺者の相続問題や、具

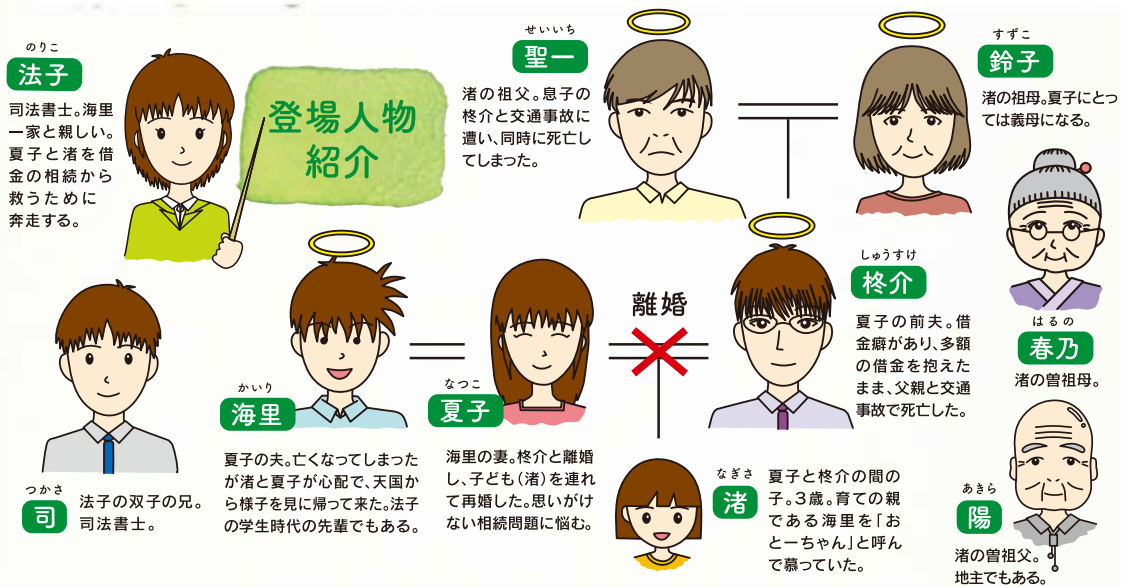
援を行える「二歩進んだ」活動として、札幌司法書士会においても、運用開始のための具体的な検討がはじまったところだ。

第7回北海道自殺対策フォーラムにおいて、多重債務問題を解決した体験を持ち、現在は多重債務による自死をなくすための支援活動を行っている方の提言において、多重債務を抱えている方に対して、「今日や、明日だったら、何も変えられないかもしれないけれども、1年後、10年後だったらどうだろうか?」と問いかけ、債務整理に取り組むことで未来が変わるといいう希望を持ってもらうという話がありました。我々司法書士が多重債務問題を中心とする自殺対策に取り組むことで、その方の未来を希望のあるものに変えるお手伝いができます。

司法書士会に対しても、司法書士個人に対しても、支援を必要とする方に歩み寄る「二歩先に進んだ」支援活動をする努力が求められています。

新たな事実のウラ事情

～母の気持ち、子の気持ち(前編)～



—前回までのお話—

夏子は法子と共に、柊介(渚の実父)と聖一(柊介の父。交通事故で、柊介と同時に死亡)の財産を調査するため、現在空き家となっている柊介の実家へ向かった。調査を進めると、思わぬところから鈴子の遺言が。その遺言自体は法的効力を持たなかったが、柊介へのメッセージの他、公正証書遺言を作成したことが

記されており、鈴子の相続手続きが終わっていない可能性が高いと判断した法子は、夏子に対し、鈴子の戸籍を集めるよう助言する。夏子が集めた戸籍から、鈴子には柊介の他にも爽太という子どもがいたことが発覚。爽太の存在を気にしつつも、夏子と法子は、ひとまず公証役場に足を向けた…

法子:「…夏子さん、ちょっと気になったんだけど、柊介さんとの離婚で、春乃おばあちゃんや陽おじいちゃんとの関係は悪くなったりしていない?」

夏子:「実は、柊介さんの借金癖を見かねて、離婚を後押ししてくれたのがお義母さんだったのよ。このままだと渚がかわいそうだし、柊介さんにもお灸をすえる必要があるって。おじいちゃんもおばあちゃんも、いささつをよく知っているから、渚のためなら協力してくれるわ。」

法子:「そういうことなら、安心ね。」

夏子:「ところで、法子ちゃん。お義母さんの戸籍を取りに行ったら、役所の人が戸籍謄本の他に『改製原戸籍』とか『除籍謄本』というのを出してくれたんだけど、戸籍謄本と何が違うの?」

戸籍謄本
除籍謄本
改製原戸籍



法子:「改製原戸籍というのは、戸籍制度の改正、例えば最近だと、戸籍の電算(コンピューター)化などによって書き替えが行

われる前の戸籍のことなの。書き替えて移記されるのは、その時点で在籍している人だけだから、改正後の戸籍に移記されない情報もあるの。だから、移記されていない情報がないか調べるために、改製原戸籍が必要なのよ。除籍謄本は、戸籍に入っている人が、亡くなったり、結婚したりして、全員いなくなると、発行されるのよ。鈴子さんの場合、結婚して聖一さんの戸籍に入っていたけど、鈴子さんだけでなく、一緒に戸籍に入っていた聖一さんも亡くなって、誰もいなくなってしまったから、除籍謄本が発行されたの。これに対して、鈴子さんが結婚する前に入っていた陽おじいちゃんの戸籍は、陽おじいちゃんも春乃おばあちゃんも健在だから、除籍にならないのよ。」

夏子:「なるほど、そういう違いがあったのね。」

法子:「それはさておき、夏子さん、運転免許証と認印は持っている?」

夏子:「持っているけど、何かに使うの?」

法子:「今回は、鈴子さんの相続人である柊介さんをさらに相続した渚ちゃんが未成年者だから、親権者として夏子さんが公正証書遺言の謄本を請求するでしょ? 鈴子さんと柊介さん、柊介さんと渚ちゃんの相続関係が分かる戸籍の他、夏子さんが渚ちゃんの親権者だと分かるように、それぞれの戸籍謄本も必要なのよ。その他にも、請求しているのが夏子さん本人に間違いのないことを確

認するため、運転免許証と印鑑、もしくは印鑑証明書と実印が必要というわけなの。」

夏子：「なるほど、無関係の人に遺言の内容を見られたら大変だもんね。」

【於：公証役場】

法子：「公正証書遺言の内容によると、鈴子さん、アパート1棟と敷地、他にもかなり広い土地を持っていたのね。アパートと敷地を爽太さん、土地を柊介さんに相続させる、って書かれているわ。」

夏子：「不動産のことは全く知らなかったわ。」

法子：「遺言には、他にも、ひなぎく銀行、はまなす銀行、あさがお銀行の預金を、それぞれ聖一さん、柊介さん、爽太さんに相続させるって書いてあるわね。」

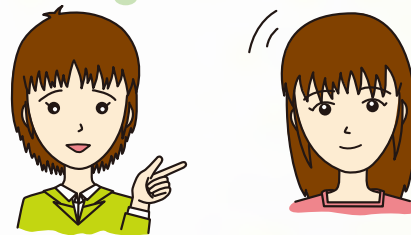
夏子：「預金通帳は化粧台の引き出しの中の化粧品の入った箱の底に入っていたわよ。」

法子：「不動産を所有しているなら、権利証があるはずよね。アパートの損害保険にも加入していそうだし…」

夏子：「そういった書類は見当たらなかったわ。」

法子：「おそらく、実家で見つけた遺言に書いてあった、ひなぎく銀行の貸金庫の中ね。貸金庫を開けてもらうには、爽太さんの協力

が必要よ。戻って春乃おばあちゃんに爽太さんの連絡先が分からないか訊いてみましょう。」



【陽おじいちゃん・春乃おばあちゃん宅】

夏子：「春乃おばあちゃん、爽太さんの連絡先をご存じないかしら？」

春乃：「爽太は鈴子と同じで生まれつき心臓の病気を抱えていてねえ…鈴子が育てるのは難しいということで、離婚する時に前夫に親権を取られて、まだ幼かった爽太を手放さなければならなくなったんだよ。鈴子は、別れた後もそっと爽太の様子を見守り続けていてねえ。優しくて堅実に育ててくれたと喜んでいただけ、自分は何もしてやれないまま…さぞ心残りだったろうに。爽太の実家は引っ越し

てしまって住所までわからないけれど、市立病院に主治医がいて、入退院を繰り返していたそうだよ。」

夏子：「だからお義母さんは無理してまで市立病院で働いていたのね。」

法子：「夏子さん、後日改めて市立病院に行ってみようか。」



【於：桐原司法書士事務所】

司：「…なるほど、今度は爽太さん探しか。なかなか大変な案件だね。」

法子：「そうなのよ。保険証券が見あたらないってことは、その手続も必要だろうし…」

司：「権利証は紛失していたとしても、相続登記の申請には添付不要だから、大丈夫だけどね。公正証書遺言があるなら、不動産の表示も分かるだろう？登記の申請書に書く不動産の表示は、住居表示(例：○丁目△番□号)とは違って、地番

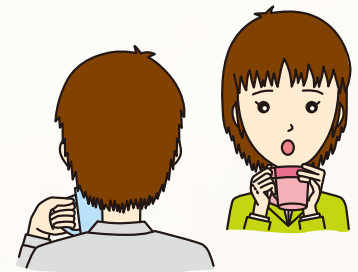
(例：○丁目△番地)だから、遺言が無い、もしくは、あっても対象不動産が住居表示で記載されていて不動産の地番が分からない場合は、固定資産税の納税通知書などで地番を確認する必要があるよ。」

法子：「そうそう、柊介さんの実家で固定資産税の納税通知書が見つかったから、土地の住居表示を確認したのよ。数年前に建設された、市のコミュニティセンターの敷地になっているのが分かったわ。」

司：「浪費癖のある柊介さんには、市から安定して入ってくる地代で生活費の補填を、しっかり者の爽太さんにはアパートの管理・経営を、と考えたのかもなあ。」

法子：「この遺言の中には、子を想う母の気持ちが隠されているのかもね。」

司：「そうだね、遺言にしたがってきちんと手続をしよう。法子、柊介さん一家の相続関係は複雑だから、もう一度整理したら？」



法子：「そうね。聖一さんの相続では、同時に亡く

なった柊介さんが相続人にならないから、その下の代、つまり、渚ちゃんが直接の相続人になるわね(代襲相続)。そして、鈴子さんの相続では、死亡時に柊介さんと聖一さんが生きていたから、①まず柊介さんと聖一さんが相続人になり(第一相続)、②柊介さん、聖一さんの死亡で、“鈴子さんの相続人”としての二人の立場を渚ちゃんが相続した(第二相続)、という、順次の相続になるわ(数次相続)。」

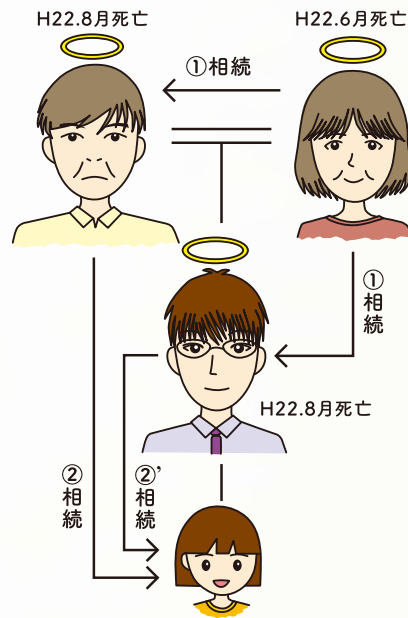
司:「つまり、柊介さん自身の相続については、プラスよりマイナスの財産の方が少し多いのだけれど、これを放棄してしまうと、“鈴子さんの相続人”としての柊介さんの立場も放棄してしまうことになる。鈴子さんの相続では、プラスの財産がかなり多いのだから、渚ちゃんにとっては、柊介さんの相続を放棄しない方が良いね。」

法子:「そうね、夏子さんにもその点説明しておくわ。」

司:「鈴子さん名義の不動産の相続登記だけど、まず、それぞれの不動産を相続する人の戸籍は必要だね。その他必要な戸籍だけど、今回のケースのように遺言で不動産を相続する人が指定されていれば、その不動産の相続登記をする前提として他に相続人がいないか探索する必要は無いよね。だから、鈴子さんの

戸籍は、生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍を集めなくても、死亡時点のもので足りるよ。」

法子:「ただし、鈴子さんの相続財産の土地に関しては、第二相続で柊介さんの遺言がないから、柊介さんから渚ちゃんにこの不動産を相続させる登記には、柊介さんの生まれてから亡くなるまでの除籍謄本が必要ね。」



次回は、とうとう<相続編>の最終回?夏子は爽太に会えるのでしょうか…

爽太さんとの連絡は取れるのでしょうか? <次号に続く>

(記事:お)

One-day trial 一日司法書士

司法書士の業務を体験しました!!



札幌司法書士会では、司法書士制度制定140周年の記念事業として、「司法書士の日」である8月3日に「一日司法書士」という催しを行いました。この企画は、社会にでる前の高校生・大学生を「一日司法書士」に任命し、司法書士制度や登記制度について現場を通して理解していただくものです。

「一日司法書士」に任命されたのは…
北海道大学 法学部 II部4年生 石川貴大くん、菊地将人くん
北海道札幌稲西高等学校 3年生 鹿野黎臣くん、最上雅人くん

札幌司法書士会にて
 林和宏会長より委嘱状の交付があり、「一日限り」の会員証と名刺を手に、まずは名刺交換の練習。緊張しながらも大人の社会へ一歩近づいたかな? 大和義広副会長より司法書士の業務について説明を受けたのち、司法書士のメイン業務である不動産売買取引に立ち会うため、取引場所の北洋銀行札幌西支店へ出発!!

いよいよ司法書士としての一日が始まります
 北洋銀行札幌西支店の応接室には、土地の売主さん、買主さん、不動産仲介業者の方が勢揃いです。(もちろん、全員現役司法書士が役になりきっての模擬取引です。中には役になりきりすぎて、本物の仲介業者さんだと思った、と言われた司法書士も。) 売買契約の成立を見届けたら、所有権移転登記申請に必要な書類を確認し、売主さん・買主さんの署名・押印をいただき、登記申請書を作成します。初めて見る権利証や印鑑証明書にみんな興味津々…。

登記申請書を提出するため、次は札幌法務局へ!!
 真っ先に局長室に案内され(めつたに入れません)、札幌法務局長へご挨拶です。札幌法務局にご協力いただいて、登記制度や法務局の業務について説明を受け、持参した模擬申請書を受付に提出しました。

締めくくりは「裁判所」です
 午後からは札幌簡易裁判所で裁判の傍聴と裁判所内見学です。厳粛なムードの中、次々と裁判が行われ、弁護士・司法書士の訴訟代理人や当事者が目まぐるしく法廷内で入れ替わっていく、TVや映画とは全く違う現実の裁判に「一日司法書士」のみならずも驚きを隠せません。裁判が一段落したのち、裁判官のご厚意で質問タイムを設けていただきました。学生さんならではの素朴な質問が飛び出し、法廷内が和む場面も。

当日は、ラジオやテレビの取材もあり、普段経験できない体験をたくさんして「一日司法書士」としての一日が終わりました。終了式では、「司法書士は机に向かって書類を作っているイメージだったけど、足を使って現場に出て行くことも重要な業務だとわかりました。是非、司法書士試験にチャレンジしたい。」と学生さんから頼もしい発言も。私たちも、改めて司法制度や登記制度を見つめ直した一日となりました。

※北洋銀行札幌西支店・札幌法務局・札幌簡易裁判所のみならず、「一日司法書士」にご協力いただき、大変ありがとうございました。

(記事:さ)



札幌司法書士会 夕張相談センター 開設

札幌司法書士会は、本年10月3日(水)、夕張市若菜8番地22の「若菜ふれあいサロン」に夕張相談センター(無料)を開設しました。

当日14時からの開所式には、鈴木直道夕張市長を始め、伊藤誠一日本司法支援センター札幌地方事務所長、里村美喜夫日本司法書士会連合会副会長らの来賓をお招きし、当会会長林和宏からの挨拶の後、センター前において華々しくテープカットが行われました。

当日は、相談予定日ではないにもかかわらず地元の方が相談に訪れるなど、センターへの期待の大きさが伺われる開所式となりました。

また、夕張相談センターの開設を記念して、下記4会場で相続遺言教室を開催致しました。

- 10月10日 夕張市沼ノ沢827-4 沼ノ沢ふれあいサロン
- 10月17日 夕張市南部東町76 南部ふれあいサロン
- 10月24日 夕張市紅葉山526-21 紅葉山ふれあいサロン
- 10月31日 夕張市若菜3番地 社会福祉協議会

法律の専門家「司法書士」が無料で相談をお受けします。

- 相談会場** 夕張市若菜8番地22若菜ふれあいサロン(旧 若菜連絡所)
- ご利用方法** 直接会場へお越しください。
- ご相談時間** 若菜ふれあいサロン 毎週金曜日・第5水曜日 午後1時～午後4時(お盆・年末年始・祝祭日を除く)
- お問い合わせ** TEL.0123-56-5666 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (お盆・年末年始・祝祭日を除く)

※相談会場は、社会福祉協議会、沼ノ沢ふれあいサロン、南部ふれあいサロン、紅葉山ふれあいサロンにもございます。詳細につきましては、上記電話番号までお問い合わせください。



司法書士が答える

「ほっ」と相談室 vol.4

～相談内容～『貸したお金を取り戻すには』



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
國分 三恵子

相 友人に毎月2万円返済してもらおう約束でお金を貸しました。初めは順調に返済してもらったのですが、次第に遅れるようになり、ここ2ヶ月間、とうとうピタリと止まってしまいました。何とかお金を返していただきたいのですが。

相 それは契約の内容によります。「支払いを2回以上遅滞したときは、債務者(=友人)は期限の利益を失う」という特約があれば、もう既に2回返済が遅れているので、期限が到来していない分を含めて全額を請求できます。そういった特約がなければ、残念ながら期限が到来している滞納分しか請求できません。

相 契約書か何かはありますか？

相 一応あるのですが、作成した時に印鑑が手元になかったため、署名だけして印鑑は後で押そうと話したままになってしまいました。この場合、契約は無効になってしまうのでしょうか？

相 基本的に、契約書を作成したかどうかと、契約が有効か無効かは関係ありません。しかし、口約束だと、将来に言った言わないの水掛け論になってしまう可能性があるため、証拠を残すという意味で、契約書が大切なのです。

契約書は印鑑、特に実印があった方が、証拠としてはよりよいのですが、今の時点で契約した事実や内容自体に争いが無いのであれば、署名だけでもかまいません。

相 もし裁判所で訴訟となった場合、請求できるのは、滞納した2ヶ月分の4万円だけなのでしょうか？訴訟するのなら、残っている全額を返してもらって、もう終わらせたいです。

相 何だか大変そうですね…。訴訟のほかにも、方法はあるのでしょうか？

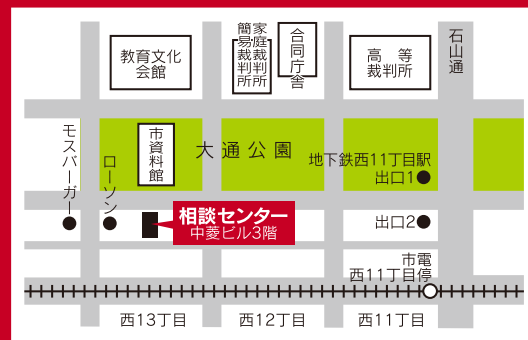
相 友人同士とのことなので、訴訟の前に「内容証明郵便」で全額支払ってほしいこと、法的措置を予定していることを伝えてみてはどうでしょうか。強い意思を伝えることで、訴訟せずに解決することもあります。第三者も交えて話し合いながら解決したいのであれば、裁判所での「民事調停」や、民間団体で行っている「ADR(裁判外紛争解決手続)」という方法もありますよ。

お悩みの方は、下記の相談センターまでコール

- 申込方法** 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。
- 電話予約** 011-272-9035 (月～金/9:00～17:00)
- 相談員** 認定司法書士 ※祝祭日、年末年始、お盆期間は除く
- 住所** 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階

下記地区においても相談を受けています。

- 滝川地区/0125-23-7737
- 苦小牧地区/0144-33-8885
- 小樽・余市地区/0134-62-6734
- 岩見沢地区/0126-20-2575
- 室蘭地区/0143-46-8585
- 夕張地区/0123-56-5666



札幌司法書士会からのお知らせ

information 01 無料&テキストプレゼント

司法書士による暮らしに役立つ法律教室

開催日とテーマ

- 12月15日(土)…相続遺言
- 1月16日(水)…成年後見
- 2月16日(土)…消費者被害
- 3月16日(土)…相続遺言

申込方法

事前の電話予約が必要です

予約先

札幌司法書士会事務局

TEL.011-281-3505 【受付時間】 平日10時～16時まで

開催場所

札幌司法書士会研修室
札幌市中央区大通西13丁目4番地中菱ビル2階

講義時間

各回10時～12時

各回定員 25名

information 02

相談会開催!

- ①ホームレス状態にある方たちのための「炊き出し・法律相談会」
日時:12月8日(土)18時～20時 場所:札幌市民ホール2階
- ②札幌司法書士会年末街頭相談会
日時:12月23日(日)10時～16時 場所:札幌駅前通地下広場